

令和 5 年

御殿場市・小山町広域行政組合議会  
第 4 回 臨時 会 会 議 録

令和 5 年 1 2 月 1 8 日 開 会

令和 5 年 1 2 月 1 8 日 閉 会

御殿場市・小山町広域行政組合議会

令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会会議録目次

12月18日

○議事日程	3
○会議に付した事件	3
○出欠席議員	3
○説明のために出席した者	3

会 議

○開会・開議	4
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5
○日程第 2 会期の決定	5
○日程第 3 管理者提案理由の説明	5
○日程第 4 議案第11号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第4号)について	6
○日程第 5 議案第12号 御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について	9
○日程第 6 議案第13号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について	12
○日程第 7 議案第14号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	14
○閉 会	17



令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会会議録

令和5年12月18日（月曜日）

○議事日程

令和5年12月18日 午後1時30分 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 管理者提案理由の説明
- 日程第 4 議案第11号 令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第 5 議案第12号 御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について
- 日程第 6 議案第13号 御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 7 議案第14号 御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

- |                  |                |
|------------------|----------------|
| 1 番 菅 沼 芳 徳 君    | 2 番 川 上 秀 範 君  |
| 3 番 黒 澤 佳 壽 子 君  | 5 番 高 橋 利 典 君  |
| 6 番 石 原 和 美 君    | 7 番 牧 野 恵 一 君  |
| 8 番 神 野 義 孝 君    | 10 番 藺 田 豊 造 君 |
| 11 番 勝 間 田 博 文 君 | 12 番 白 井 光 昭 君 |
| 13 番 中 島 宏 明 君   | 14 番 鈴 木 豊 君   |

○欠席議員

な し

○説明のため出席した者

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 管 理 者     | 勝 又 正 美 君   |
| 副 管 理 者   | 込 山 正 秀 君   |
| 副 管 理 者   | 富 尾 信 司 君   |
| 会 計 管 理 者 | 勝 間 田 守 正 君 |
| 事 務 局 長   | 鎌 野 武 君     |
| 消 防 長     | 勝 間 田 誠 司 君 |

庶務課長	佐藤正博君
庶務課技監	池田浩一君
事務局次長兼資源循環課長	佐藤修一君
事務局次長兼衛生センター所長	三輪徹君
消防次長兼管理課長	外山貴彦君
予防課長	芹澤良信君
御殿場消防署長	小林真人君
小山消防署長	野木幹雅君
御殿場消防署副署長	伊倉博一君
御殿場市総務部長	田代学君
御殿場市環境市民部長	南美幸君
小山町副町長	室伏博行君
小山町企画総務部長	長田忠典君
小山町住民福祉部長	小野一彦君

○職務のため出席した事務局職員

庶務課総務スタッフ課長補佐	加藤貴大
庶務課総務スタッフ主幹	細谷志野
庶務課総務スタッフ主任	田代拓也
庶務課総務スタッフ副主任	曾根綾乃

○議長（中島宏明君）

出席議員が法定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

午後1時30分 開会

○議長（中島宏明君）

本日の会議は、お手元に配付してあります日程により運営いたしますので、御了承願います。

○議長（中島宏明君）

本日、議席に配付済みの資料は、議事日程、管理者提案理由説明書、以上でありますので御確認ください。

議案書及び議案資料は、先に議員各位に配付済みであります。

○議長（中島宏明君）

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において1番 菅沼芳徳議員、2番 川上秀範議員、以上、2名を指名いたします。

○議長（中島宏明君）

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

令和5年第4回臨時会の会期は、本日12月18日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、第4回臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

○議長（中島宏明君）

日程第3 「管理者提案理由の説明」を議題といたします。

本会議に提出されました議案第11号から議案第14号までについて、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（勝又正美君）

本日開会の御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会に提出いたしました議案の御審議をお願いするに当たり、その提案理由の概要を御説明申し上げます。

議案は、予算案1件、条例案3件でございます。以下、御説明申し上げます。

それでは、議案第11号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について」申し上げます。

今回の補正額は6,020万円の増額で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ38億9,300万円とするものでございます。補正の背景・要因といたしましては、第3号補正後の状況変化により、必要となりました予算の措置でございます。

歳出の主なものは、給与改定などを理由とした人件費の増額や総務費の人事管理費の増額、また消防費の施設管理費の増額などでございます。

歳入の主なものは、歳出の補正に伴う市町負担金の増額及び焼却センター発電売電料の減額でございます。また、事業の進捗により債務負担行為の追加を行うものでございます。

次に、議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について」申し上げます。

本案は、本組合の条例等に基づく行政手続について書面による方法に加え、一部インターネットを利用したオンラインでも行える環境が整ったため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第13号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」申し上げます。

本案は、令和5年人事院勧告に準拠し職員の給与改定を実施するため、所要の改正を行うものでございます。

以上で、本日提出いたしました議案の提案理由の説明を終わりとさせていただきます。慎重な御審議の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中島宏明君）

日程第4 議案第11号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算（第4号）について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（鎌野 武君）

ただいま議題となりました、議案第11号につきまして御説明いたします。

資料3、補正予算書を御用意いただき、1ページをお開きください。

このページは予算の条文です。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,020万円を追加し、予算の総額を38億9,300万円とすることを、第2条では、債務負担行為について定めております。

補正内容は、事項別明細書により歳出から御説明いたしますが、人件費の補正につきましては、本年4月の職員人事異動及び人事院勧告による給与改定等によるもので、26ページから29ページにかけて補正給与費明細書に取りまとめましたので、詳細説明は省略させていただきます。

それでは、18・19ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の説明欄1の①は、人件費分の減額です。②は、当初予算に見込んでいない退職予定者1名に係る退職手当を増額するものです。2は、当組合が使用しております、御殿場市の人事給与システムにおける定年引き上げに伴うシステム改修に係る負担金を増額するものです。

次のページをお願いいたします。

3款2項1目塵芥処理費及び2目し尿処理費、それぞれの説明欄1は人件費分の増額です。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目常備消防費の説明欄1は、人件費分の増額です。2は、消防本部庁舎における職場環境改善に伴う修繕及び小山消防署における空調機修繕に係る修繕費を増額するものです。3は、令和6年度新規採用職員を、昨年度末の退職者数及び今年度末の退職予定者数の状況を受け、当初予定していた人数より増やすことに伴い、新規採用者の救助活動用消耗品を購入するための消耗品費に不足が生じるため増額するものです。4は、同様に令和6年度新規採用職員の増により、貸与被服一式を購入するための消耗品費に不足が生じるため増額するものです。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目予備費は、計数調整です。

次に、歳入について説明いたしますので、ページを戻っていただき14ページ・15ページをお開きください。

7款2項1目雑入の焼却センター発電売電料は、当初ごみの搬入量がコロナ禍以前に少しずつ戻るものと予測して計上しておりましたが、予測に反し減少したことにより減額するものです。

再度ページを戻っていただき、12ページ、13ページをお願いいたします。

ここまで説明させていただきました歳出及び歳入の補正により、1款1項1目負担金につきましては7,857万円の増額となり、内訳は御殿場市が5,983万円、小山町が1,874万円の増額となります。

次に、債務負担行為につきまして御説明しますので、4ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正は、衛生センターにおける放流水水質分析業務委託について、令和6年度から令和8年度までを期間として、限度額500万円の債務負担を設定するものです。

以上で、議案第11号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第4号)」についての内容説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(中島宏明君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

3番、黒澤佳壽子議員。

○3番(黒澤佳壽子君)



15ページの歳入7款2項雑入、1目雑入の1節の雑入、焼却センター発電売電料1,837万円の減額について質問いたします。

まず、減額の背景を詳しく教えてください。そして、売電料減額の影響について。3点目が、今後の見通しについて、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（中島宏明君）

資源循環課長。

○事務局次長兼資源循環課長（佐藤修一君）

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、減額の背景ですが、焼却センターの売電料金は売電単価と発電量に連動しております。令和5年度当初予算編成時には売電単価の下落を見込んだ積算をしておりましたが、ごみ搬入量が予測よりも減少したため焼却発電量も減少し、それに連動して売電収入が減少いたしました。ごみ搬入量の減少につきましては、コロナ禍明けの経済の回復が思ったほど進んでいないことと、物価上昇による買い控えによるものと推測しております。

2番目の売電料減額の影響についてでございますが、売電料減額の影響につきましては環境問題としてのごみ減量については喜ばしいこともあり、多少の売電料減額になったとしても焼却センター管理運営費に充当され、市町負担金の助けになっていることには変わりありません。今後もより発電効率が高まるような運転を行っていくよう努力をいたします。

続きまして、今後の見通しについてでございますが、ごみ搬入量が減少している原因として昨今の物価上昇に伴う買い控えが考えられ、今後もこの傾向が続くものと考えております。また売電単価につきましては、電気の需要と供給のバランスが変化してきているため、以前より下がってくると予測しております。それに伴い売電料金も減少すると考えられます。これら市場動向の予測はなかなか難しいところでございますが、今後も注視していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（中島宏明君）

ほかに質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(中島宏明君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(中島宏明君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(中島宏明君)

これより、議案第11号「令和5年度御殿場市・小山町広域行政組合一般会計補正予算(第4号)について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中島宏明君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(中島宏明君)

日程第5 議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(鎌野武君)

ただいま議題となりました、議案第12号につきまして御説明いたします。

資料1、議案書の1ページ及び資料2、議案資料の1ページをお開きください。

当条例につきましては、国においては平成15年2月に行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、いわゆる行政手続オンライン化法が施行され、市町においても条例制定されております。

当組合においては、総合行政ネットワーク、L G-WANが整備されておらず、またほとんどの行政手続が書面で確認する方法であったため、これまで当該条例を定めておりませんでした。

しかし、昨今のデジタル化の中、国ではマイナポータルサイトの活用推進を図るため、各種手続における電子申請等の標準モデルを構築し運用を推進して来ており、組合の条例や規則に基づく手続の一部についてもオンラインで行える環境が整えられてきたため、

これに対応すべく条例を制定するものです。

現段階で予定される情報通信技術を利用した行政手続は、防火管理者選解任届、消防計画作成届出書、自衛消防訓練通知書、火災予防条例第45条関係届出書があり、そのほかにも検討中のものがございます。

それでは、議案書により条文の説明をさせていただきます。

第1条、目的は条例等に基づく手続をオンライン等により行うことができるようにするため、この共通事項を定め、住民の皆さんの利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を目指すものです。

第2条は、オンライン化法第3条、行政手続条例第2条を準用し、用語の定義を定めたものです。

第1号の条例等は、条例、執行機関の規則及び地方公営企業法の企業管理規定を定義し、第2号の組合の機関等は組合の執行機関と議会等を定義したものです。

第3号の書面等は、人の知覚により認識することができる、情報が記載された紙またはその他の有機媒体であり、書面、書類、文書、謄本、抄本等です。

第4号の署名等は、署名、記名、自署、連署、押印等として定義したものです。

2ページを御覧ください。

第5号の電磁的記録は、ハードディスク、CD、DVDなどの媒体に記録し、電子計算機による情報処理の用に供されるものです。

第6号から第10号までは、法に準用して規定するもので、申請等、処分通知等、縦覧等、作成等の4つの類型を設け、これを合わせて手続等とするものです。

第3条は、申請等についてのオンライン化を可能にする規定で、第1項は申請等をオンラインで行わせることができることを定め、第2項はオンラインで行った申請等を書面等で行った申請等とみなすことを定め、第3項は電子計算機に備えられたファイルに記録されたとき到達したものとみなすことを定めております。

第4項は、オンラインで行う際の氏名または名称を明らかにする措置を規定し、その措置をもって書面の場合の署名、押印に替えることができるものとするものです。

第4条は、処分通知等についてのオンライン化を可能にする規定で、第1項は処分通知等をオンラインで行うことができることを定めております。

3ページの第2項から第4項までの規定は、前条の第2項から第4項と同じ趣旨でございます。

第5条は、縦覧等についてのオンライン化を可能にする規定であり、第1項は書面等の縦覧に替えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができることを規定しております。

第2項は、書面のみなし規定です。

第6条は、書面等についてのオンライン化を可能にする規定で、第1項は帳簿や台帳等の書面に替えて電磁的記録の作成等を行うことができるとするものです。

第2項、第3項につきましては、第3条の第2項、第4項と同じ趣旨でございます。

第7条は、オンライン化、電子化を推進するに当たり、組合が講ずべき措置について定めたもので、第1項は情報システムの整備等の措置を講ずるよう努めることとしております。

次のページをお願いいたします。

第2項、第3項は、組合は組合の機関等が行う手続等のオンライン化の推進に当たっては、セキュリティーを確保するとともに必要な整備に努め、手続そのものの簡素化、合理化に努めることとしております。

第8条は、オンライン化された手続等の利用状況を公表することを定めた規定です。

第9条は、条例の施行に関しまして必要な事項は別に定めるとしております。

附則は、第1項は施行期日を公布の日とするものです。

第2項は、当条例によりオンラインによる行政手続ができるようになりますが、現在の行政手続条例は書面による手続を前提としているため、オンライン処理に対応するため手続条例の一部を改正するものです。

以上で内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（中島宏明君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、議案第12号「御殿場市・小山町広域行政組合情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中島宏明君）

日程第6 議案第13号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

消防長。

○消防長（勝間田誠司君）

それでは、ただいま議題となりました議案第13号について説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

これは、蓄電池設備に関する条例改正の条文でございます。

概要につきましては、議案資料にて説明いたしますので、恐れ入りますが資料2、議案資料の2ページをお願いいたします。

本議案は、総務省消防庁が「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部を改正したことにより、当組合火災予防条例も所要の改正を行うべく提出したものでございます。

まず、改正の背景について説明いたします。

蓄電池設備は、脱炭素社会の実現に向け太陽光発電設備等と併せて、さらなる普及の拡大や大容量化が見込まれ、また材料や構造の多様化が進んでおり、現在設置が進んでいない一般家庭や事業所等への設置の増加が予測されております。

また、これまでの条例は開放型鉛蓄電池等の蓄電池設備を想定しておりましたが、今後は昨今使用が増加しているリチウムイオン電池等の蓄電池設備等も併せて、蓄電池容量により規制対象物品と届出対象物品を明確に区分し、その上で保安距離や保安性能、材質等を定めます。

蓄電池設備が一般家庭等に普及し、また大容量になると利用者の安全性が懸念されますが、規制することにより安全性の向上が図られます。

その他の改正箇所といたしましては、レストラン等で使用されることが多くなってき

ている、例えば炭火を使用した串焼き器のような固体燃料を用いた火気設備について、周囲の壁からの離隔距離を条例中で新たに定めます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

次のページをお願いいたします。

第11条第1項第3号の2で、蓄電池設備と変電設備を併せて建築物等からの離隔距離を定めます。

第11条の2第1項第4号で、急速充電設備と併せて、筐体の雨水防止措置について規制します。

第13条第1項で、蓄電池設備の規制対象を明確にし、その構造と設置台の材質等を規制するとともに、開放型鉛蓄電池以外の蓄電池設備の規制を緩和いたします。

次のページをお願いいたします。

次に第3項で、屋外に設ける蓄電池設備における建物からの保安距離並びに建物の構造等による緩和措置を定めます。

第4項は、文言処理です。

第44条第1項第13号で、蓄電池設備の蓄電池容量が20キロワット時を超えるものを届出対象と定めます。

次のページをお願いいたします。

別表第3では、炭火焼き器等の固体燃料を使用する厨房設備の壁からの離隔距離を新たに定めます。

次のページをお願いいたします。

施行日につきましては省令に合わせ、令和6年1月1日からといたします。なお、経過措置として、「施行日前に設置され、または工事がされている設備」については、遡及適応はせず、また既に発注されている設備等に対する規制は一定の猶予期間が設けられます。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（中島宏明君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(中島宏明君)

次に、賛成討論の発言を許します。

(この時発言なし)

○議長(中島宏明君)

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長(中島宏明君)

これより、議案第13号「御殿場市・小山町広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中島宏明君)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(中島宏明君)

日程第7 議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

当局から内容説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(鎌野武君)

ただいま議題となりました、議案第14号につきまして御説明いたします。

資料1、議案書の8ページをお願いいたします。

本案は、令和5年人事院勧告を受け、広域行政組合一般職の職員の給料表の水準及び期末・勤勉手当の支給割合を引き上げるため所要の改正を行うものです。

それでは、給与改定の概要につきまして御説明いたしますので、資料2、議案資料の12ページをお開きください。

1の給料表の改定ですが、人事院勧告に基づき、一般職員の給料表の水準を全て引き上げます。

具体的には、高卒・短卒試験に係る初任給を1万2,000円、大卒試験に係る初任給を1万1,000円に引き上げ、若年層に重点を置きつつ、改定率を逡減させる形で全ての級・号給の給与月額を引き上げます。

給料表の平均改定率は1.21%の増となります。

改定する給料表の適用日につきましては、いずれも令和5年4月1日といたします。

次に2の期末・勤勉手当支給割合の改定ですが、人事院勧告に基づき、一覧表の改定率の欄の記載のとおり、一般職員の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05月分、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末・勤勉手当をそれぞれ0.025月分引き上げます。

引き上げの時期につきましては、今年度は12月期において一括で引き上げ、令和6年度以降は、今年度引き上げ分を6月期と12月期に2分の1ずつ振り分けます。

3の年間給与支給総額等については、今回の給与改定による年間給与支給総額は、全体で約1,900万円の増額を見込んでおります。

4の会計年度任用職員の給与改定につきましては、給料表の引き上げや賞与支給割合の引き上げの適用時期は異なりますが、一般職員の給与改定に沿った改定案を、令和6年組合議会3月定例会に上程予定です。

以上が、給与改定の概要となります。

改正内容の詳細につきましては、新旧対照表で御説明いたしますので、13ページ、14ページをお願いいたします。

第1条関係の第18条第1項は、文言整理です。

第2項は、一般職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を0.025月分引き上げるよう改めるものです。

第19条第2項第1号は、一般職員の勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げ、第2号は、定年前再任用短時間職員の勤勉手当の支給割合を0.025月分引き上げるよう改めるものです。

17ページから26ページにかけましては、別表第1、一般職員の給料表の改正でありまして、若年層に重点を置きつつ改定率を逡減させる形で、全ての級・号給の給与月額を引き上げるものとなっております。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第2条関係の第18条第2項及び第3項は、第1条関係で引き上げた期末手当の支給割合を、6月期、12月期に2分の1ずつ振り分けるよう改めるものです。

第19条第2項第1号及び第2号は、第1条関係で引き上げた勤勉手当の支給割合を6月期、12月期に2分の1ずつ振り分けるよう改めるものです。

附則の第1項は、第1条の改正規定を公布の日から、第2条の改正規定を令和6年4月1日から施行することを定めております。

30ページをお願いいたします。



第2項は、第1条の改正規定のうち、給料表の改正は令和5年4月1日に遡及して適用し、期末・勤勉手当支給割合の改正は令和5年12月1日から適用することを定めております。

第3項は、引き上げ分を差額支給するための内払規定です。

第4項は、規則への委任規定となります。

以上で、内容の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中島宏明君）

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（この時質疑なし）

○議長（中島宏明君）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより討論に入ります。

まず、本案に対して反対討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

次に、賛成討論の発言を許します。

（この時発言なし）

○議長（中島宏明君）

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

○議長（中島宏明君）

これより、議案第14号「御殿場市・小山町広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中島宏明君）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（中島宏明君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、令和5年御殿場市・小山町広域行政組合議会第4回臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時05分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 島 宏 明

署名議員 菅 沼 芳 徳

署名議員 川 上 秀 範